非営利法人の消費税の計算(2014年改訂)

有限会社シンシステムデザイン

らくらく会計では、更新日が2014年4月22日より、8%に対応した消費税計算が出来るように なりました。ただし、計算処理や出力資料などにおいて今後いくらかの調整があることをご承知く ださい。

具体的な運用に当たっては税理士さんにご相談ください。

1 消費税の改正に伴う対応

らくらく会計では、2014年3月31日までは5%、2014年4月1日以降の仕訳については、8% で計算するようにしました。

会計期首が4月1日の会計では今までの運用で基本的には問題ありませんが、

例えば会計期首が9月1日の場合は、今回に限り次のように集計期間を分けで、計算してください。

2013年9月1日 ~ 2014年3月31日 までの計算2014年4月1日 ~ 2014年8月31日 までの計算

また、本則計算を選んだ場合、一部の取引には 5%の消費税が含まれる場合がありますが、その場合、仕訳において 11 の区分を入れることにより各種の集計欄では、区分表示が出来るようにしています。4月1日以降の会計では 8%区分の計算になりますので、5%部分については区分表示された集計金額に基づいて別途調整計算をしてください。

	借方金額 _{消費税区分}		貸方金額 消費税区分 打
155170 事/貸借料	10,8	00 11020 現金	10,800
	1課税		
255170 <mark>事/賃借料</mark>	603,0	00 11020 現金	603,000
	11 <mark>課 税5%</mark>		

【補足】

非営利法人では事実上5%課税売上が無いこと、また、5%の課税仕入はあるけどその割合は非常 に少ないことなどを考慮した上で、「らくらく会計」では運用時のシンプルさを維持するために消 費税の改訂期日による区分けにするようにしました。これにより、消費税に係る設定や仕訳は一切 変更することなく運用できます。

2 簡易計算での運用

簡易計算をするための設定

初期設定メニュ ⇒ 会計期首 簡易計算を選択します。

ライセンスキー登録	閉じる(©)
会計期首	
2013/04/01	職EP1
例) 1999/04/01	職印 2
	職印3
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	職印 4
● 西暦表示	職印5
 消費税計算の選択 ○本則計算 ○簡易計算 ○しない 	消費税計算の説明はここを ダブルクリック
ユーザーパスワ <i>ー</i> ド (4桁	īの 教値)
見るだけ バスワード (5桁	の数値)
現預金入力ボタン ⓒ 表示する ⓒ 表示しない	

科目の既定値を設定

初期設定メニュ ⇒ 勘定科目の設定の消費税の欄 に設定します。

次の例のように課税仕入に係る科目に、既定値を設定してください。

勘定科目(1	3/S,P/L) 資金収支の科目(C/F)										
科目コード	科目名	FlgA	FlgB	FlgC	小科目	補助科目F	lgG	FlgH	消費税	▲	
50130	正会員受取会費	0	2	1]	
50140	特別会員受取会費	0	2	1							【小科目の設定】
50150	賛助会員受取会費	0	2	1							 集計科目のFleAを「1」にする
50160	受取会費計	3	2	1							② 小科目に「1」をつける。
50170	新技術講習会	0	2	1					5	1	【補助科目の設定】
50175	共同仕入商品	0	2	1					1		① 補助科目に「1」をつける。
50900	事業収益計	3	2	1						J	【消費税区分】
51000	受取国庫補助金	0	2	1							2日 消費税対象外の科目 0 非課税科目
51010	受取地方公共団体補助金	0	2	1							1 みなし仕入率90% 2 みたU 仕入率80%
51020	受取民間補助金	0	2	1							3 みなし仕入率70%
51030	受取国庫助成金	0	2	1							4 みなし仕入半60% 5 みなし仕入率50%
51040	受取地方公共団体助成金	0	2	1							
E croco						1 1					

こので、設定する既定値は仕訳入力の画面で、個別に変更することが出来ます。

消費税の区分は、次の通りです。

【消費 空白	税区分】 消費税対象外の科目
0	非課税科目
1	みなし仕入率90%
2	みなし仕入率80%
3	みなし仕入率70%
4	みなし仕入率60%
5	みなし仕入率50%

【補足】

簡易計算は課税売上のみで計算しますので、消費税区分の設定は課税売上科目のみです。

仕訳の方法

仕訳を行うと、あらかじめ設定した消費税区分の番号が出ます。 消費税区分を変更したい場合は、消費税区分の数値を変更してください。 金額は税込金額で仕訳を行ってください。

借方科目コード ^{補助科目コード}	借方金額 貸方科目コード 消費税区分 補助科目コード	貸方金額 消費税区分 打
111020 現金 □	5,400,00050175 共同仕入商品	5,400,000 1仕入率90%
211020 現金 □	1,080,000 50170 新技術講習会	1,080,000 5仕入率50%

消費税計算の出力

メインメニュ ⇒ 消費税計算のボタンを押すと次の画面になります。

この画面で、集計期間と、出力帳票の選択を行って、"実行"ボタンを押します。

🗱 syohizei2	_ 🗆 🗙
自 2014 1 年 4 1 月 1 1 日	✔実 行
至 2015 章 _年 3 章 _月 31 章 日	閉じる(©)
選 択 ④ 消費税集計一覧表] ① 消費税取引明細書	

【重要な注意】

- 会計期首が4月1日の場合は、特に問題はありませんが、例えば会計期首が9月1日の場合は、消費税計算の集計期間を
 2013年9月1日 ~ 2014年3月31日 までの計算
 2014年4月1日 ~ 2014年8月31日 までの計算
 のように分けで計算して、合計してください。

 非営利法人の会計では、2014年4月1日以降の取引において、5%の課税売上は無いこと
- 非営利法人の会計では、2014年4月1日以降の取引において、5%の課税売上は無いこと を前提にしていますので、もしある場合は、勘定科目において 売上(5%)のように区別して仕訳を行って、補正してください。

消費税計算に係わる売上科目の集計一覧表は次のようになります。

簡易消費税計算(1)

2014年 4月 1日から2015年 3月31日まで

-			一般社団約	一般社団法人 あいうえお				
					簡易消費種	总計算		
⊐∽ド	科目名	課税対象外	非課税	仕入率90%	仕入率80%	仕入率70%	仕入率60%	仕入率50%
50170	新技術講習会							1,080,000
50175	共同仕入商品			5,400,000				
	合計(税込)			5,400,000				1,080,000
			合計(税抜)	5,000,000				1,000,000
		課税対	象額(税抜)	500,000				500,000
			消費額	40,000				40,000

消費税取引明細書

消費税に係わる仕訳の明細書が出力できます。

簡易消費税計算(2)

2014年4月1日から2015年3月31日まで

			一般社団法人	あいうえお	
			間易相質機計昇		
日付	⊐ ∽ド	科目名	摘要名	税达金顁	課税区分
14/04/09	50170	新技術講習会		1,080,000	仕入率50%
14/04/09	50175	共同仕入商品		5,400,000	仕大率90%
				6,480,000	

3 本則計算での運用

本則計算をするための設定

初期設定メニュ ⇒ 会計期首 本則計算を選択します。

ライセンスキー登録	<u>『</u> 開じる(C)
会計期首 2013/04/01	職印 1
例) 1999/04/01	職印 2
「印刷時の表示選択――	職印 3
○ 和曆表示	職印 4
◎ 西暦表示	職印 5
<u>消費税計算の</u> 選択 ○ 本則計算 ○ 簡易計算 ○ しない	消費税計算の説明はここを ダブルクリック
<u>ユーザーパスワード (4桁</u>	の教値)
見るだけバスワード(5桁)	の数値)
現預金入力ボタン 〇 表示する ④ 表示しない	

科目設定のための消費税区分について

らくらく会計では、運用時におけるシンプルさを優先させるために、税率による消費税区分の細分 化は行わず、次のように従来と同じ区分としています。

ただし、5%課税仕入がある場合は、仕訳の段階で区分 11 を入れてください。2014 年 4 月 1 日以降の消費税計算は、8%区分のみの計算になります。



税区分は概ね次のようになりますが、具体的には税理士さんに相談してください。

消費税に関係しないものは空白 現金預金、人件費、借入金、預り金、未払金、公租公課、減価償却費などや、人件費支出に指 定された補助金など。

🜲 非課税科目 0

授業料や受取利息など政策的に課税されないもの

🜲 課税科目 1

収入の場合 課税対象となる課税売上(〇〇事業収入) 支出の場合 課税対象となる課税仕入(商品の仕入額や消耗品費などの経費)

個別対応の課税科目 2

個別対応による本則計算を行う場合の課税対象の科目

↓ 使途特定の特定収入 3

例) 使途が特定された補助金・寄付金など

▲ 使途不特定の特定収入 4

使途が特定されていない補助金・寄付金・会費収入など

🗼 その他 5

個別対応における非課税売上に対応しない課税仕入の場合、あるいは課税に関係しない特定収 入など、仕訳上区別したい場合の区分で、省略しても計算には影響はありません。

消費税区分の設定例

仕訳をするときに区分の変更できますので、おもに属する区分を設定してください。

									-	5
科目コード	科目名	FlgA	FlgB	FlgC	小科目	補助科目	FlgG	FlgH	消費税	
50000	I一般正味財産増減の部	9	2	1						
50010	1. 経常増減の部	9	2	1						
50020	(1)経常収益	9	2	1						
50030	基本財産受取利息	0	2	1						0
50040	基本財産受取配当金	0	2	1						0
50050	基本財産受取賃貸料	0	2	1						0
50060	基本財産運用益計	3	2	1						
50070	特定資産受取利息	0	2	1						0
50080	特定資産受取配当金	0	2	1						
50090	特定資産受取賃貸料	0	2	1						
50100	特定資産運用益計	3	2	1						
50110	受取入会金	0	2	1						
50120	受取入会金計	3	2	1						
50130	正会員受取会費	0	2	1						
50140	特別会員受取会費	0	2	1						4
50150	替助会員受取会費	0	2	1						4
50160	受取会費計	3	2	1						
50170	○○事業収益	0	2	1						1
50900	事業収益計	3	2	1						
51000	受取国庫補助金	0	2	1						
51010	受取地方公共団体補助金	0	2	1						3
51020	受取民間補助金	0	2	1						3
51030	受取国庫助成金	0	2	1						3
51040	受取地方公共団体助成金	0	2	1						3
51050	受取民間助成金	0	2	1						3
51060	受取補助金等振替額	0	2	1						3
51070	受取補助金等計	3	2	1						3
		-	-							

勘定科目(B/S,P/L) 資金収支の科目(C/F)

【補足】

↓ 実際の仕訳において、ここで設定した区分は自由に変更が出来ます。

↓ 課税支出に係わらないその他の特定収入の設定は不要です。

仕訳の方法

通常に仕訳を行うと、あらかじめ設定した消費税区分の番号が出ます。消費税区分を変更したい場 合は、消費税区分を変更してください。

金額は税込金額で仕訳を行ってください。

人件費の補助金収入や人件費、交際費など消費税に関係しない科目は消費税区分を空白にしてくだ さい。

借方科目コード	借方金額	貸方科目コード	貸方金額 打
補助科目コード	消費税区分	補助科目コード	消費税区分 挤
111030 <mark>預金1</mark>	3,000,000	51040 受取地方公共団体助	成金 3,000,000
			3使途特定
211020 現金	1 08,000	50170 〇〇事業収益	1 08,000
			1課 税
356090 <mark>管/旅費交通費</mark>	54,000	11020 現金	54,000
	1 <mark>課 税</mark>		
455020 <mark>事/給料手当</mark>	1,000,000	11030 預金1	1,000,000

消費税計算の出力

メインメニュ ⇒ 消費税計算のボタンを押すと次の画面になります。 この画面で、集計期間設定して、"実行"ボタンを押します。

🚉 syohizei	
自 2014 勇 年 4 勇 月 1 勇 日	✓実行
至 2015 1 年 3 1 月 31 1 日	<u> 開</u> じる(<u>C</u>)

【重要な注意】

- ▲ 会計期首が9月1日の場合は、消費税計算の集計期間を 2013年9月1日 ~ 2014年3月31日 までの計算 2014年4月1日 ~ 2014年8月31日 までの計算 のように分けで計算して、合計してください。
- ♣ 非営利法人の会計では、2014年4月1日以降の取引において、5%の課税売上は無いこと を前提にしていますので、もしある場合は、消費税区別を11にして仕訳を行って、別途5% での計算を行ってください。

消費税区分の一括設定

消費税の区分は、仕訳の入力時点で行うことを原則としていますが、年度の途中から消費性計算 を行う場合は、

- ① 初期設定画面で、消費税計算の選択
- ② 勘定科目の設定画面で、消費税の区分を設定

③ 仕訳入力 ⇒ 補助作業 の画面を開いて、8 消費税区分の一括設定 を実行する。 以上の操作で、既に入力済みの仕訳も一括で消費税区分の設定が出来ます。

8	消費税区分の一括設定						
	一括設定の実行	期間範囲 2014/04/01 💽 から					
	選択 © 設 定 © 解 除 © すべて解除	2015/03/31 💽 まで 消費税区分コードを入力 0 ~ 4					
	消費税区分の一括変更						
	一括変更の実行						

【重要な注意】

- この作業を行うと、既に入力済みの消費税区分が既定値に変わりますので、安易に行わないで ください。
- この処理を実行する前に必ず時系列でのデータのバックアップコピーを取ってから行ってく ださい。

出力例

後で説明している消費税本則計算の実行例を見てください。

4 本則計算での実行例

本則計算は、**仮受けた消費税**から**仮払した消費税**を差し引いた金額が納付すべき消費税になりま す。しかし、多くの非営利法人の場合は、課税売上比率が低い場合や特定収入の割合が高いために 仕入(経費支出)に係る消費税がすべて控除されるものではありません。

以下の説明は、齋藤力夫先生編著「非営利法人の消費税第6版」中央経済社の186ページから 197ページまでの演習例題に対応する内容で行っています。なお、非営利法人の消費税計算につい ては、同書の熟読をお願いします。

下記の仕訳例は、次のような科目で仕訳を行い、消費税区分で内容を分けています。

収入科目

- ・ 課税売上(収入)は、"事業収益"で行っています。
- ・ 非課税収入は、"受取利息"で行っていますが、一部は、"事業収益"で区分を0にしています ので、例えば学校法人の場合、非課税収入である"授業料収入"などに読み替えてください。
- ・ 特定収入は、"会費収入"、"補助金収入"の科目を使い、消費税区分で区分けをしています。

支出(仕入)科目

- ・ 消費税に関係しない科目は、すべて"給与手当"の科目としています。実際の仕訳において、 例えば"減価償却費"、"○○引当金繰入"等の場合、消費税区分は空白にしてください。
- 消費税に関係する科目は、すべて"消耗品費"の科目として、消費税区分で仕入内容を区分しています。例えば、1は通常の課税仕入、2は個別対応をする場合の課税仕入、5は個別対応方式の場合の非課税収入に対応する課税仕入となりますが、計算には関係しないので、空白にしても構いません。

1		ţ	50130	会費収入	700,000	使途不特定
					4使途不特定	
2		Ę	50190	補助金収入	200,000	使途特定
					3使途特定	
3		Ę	50190	補助金収入	300,000	課税収入に対応する課税仕入のみ
					2個別対応	
4			50030	受取利息	1,000,000	非課税
					0非課税	
5		t i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	50170	事業収益	6,300,000	課税売上
					1課税	
6 55 0 2 0	事/給料手当	5,000,000				対象外
755120	爭/消耗品費	1,050,000				非課税に対応する課税仕人
		5 <mark>その1他</mark>				200 4 3 7 1 1
855120	爭/消耗品費	1,050,000				課税仕人
		1課祝				調整時には広告されている。
955120	爭/消耗品費	2,100,000				課税収入に対応する仕人のみ
		21個別对応				
10			11020	現金	700,000	

【1】 課税売上割合 95%以上の場合

1		50190) 補助金収入	1,800,000課税仕入のみに使用
				3使途特定
2		50300) 受取寄付金	1,000,000 使途が特定されていない
				4使途不特定
3		50170	事業収益	1 00,000 ^{非課税売上}
				O非課税
4		50170)事業収益	3,150,000課税売上
				1課税
5 55020	事/給料手当	4,000,000		課税外仕入
6 55120	事/消耗品費	4,200,000		課税仕入
		1 <mark>課 税</mark>		
7		11020) 現金	2,150,000

課税売上割合が高く、特定収入が多い場合の例です。



【2】 課税売上割合 95%以上で一般特定収入のみの場合

1		50130	会費収入	3,000,000	使途不特定の特定収入
				4使途不特定	
2		50340	受取利息	300,000	非課税
				0非課税	
3		50170	事業収益	7,350,000	課税売上
				1課 税	
456020	<mark>管/給料手当</mark>	6,000,000			対象外仕入
5 55 1 2 0	事/消耗品費	4,200,000			課税仕入
		1 <mark>課 税</mark>			
6		11020	現金	-450,000	

1と同じ例ですが、使途が課税仕入に特定された特定収入が無い場合の例です。



【3】 課税売上割合 95%未満で一括比例方式の場合



非課税収入が5%超、特定収入の割合が5%以下である場合の例です。



【4】課税売上割合 95%未満で個別対応方式

1		50130	会費収入	400,000 使途不特定収入
				4使途不特定
2		50030	受取利息	5,000,000 <mark>非課税收入</mark>
				O非課税
3		50170	事業収益	4,200,000 課税売上
				1課税
455020	事/給料手当	5,000,000		課税対象外
5 55120	事/消耗品費	1,890,000		非課税対応に対応する課税仕入
		5 <mark>その他</mark>		
6 55 1 2 0	事/消耗品費	1,260,000		課税
		1 <mark>課 税</mark>		
7 55 1 2 0	事/消耗品費	3,150,000		個別課税
		2 <mark>個別対応</mark>		
8		11020	現金	1,700,000

3の例と同じであるが、個別対応方式の場合の例です。



【5】課税売上割合 95%未満、特定収入 5%超で一括比例配分の場合





【6】課税売上割合 95%未満、特定収入 5%超で一括比例配分の場合

1		50	0130	会費収入	1,500,000 使途不特定の特定収入	
					4使途不特定	
2		50	0190	補助金収入	1,000,000 課 税仕入のみに使用する特定収入	
					3使途特定	
3		50	0030	受取利息	3,500,000非課税	
					O非課税	
4		50	0170	事業収益	4,200,000 課税売上	
					1課 税	
5 55020	事/給料手当	5,000,000			対象外	
6 55 1 2 0	事/消耗品費	6,300,000			課税仕入	
		1 <mark>課 税</mark>				
7		1.	1020	現金	1,100,000	
7		11	1020	現金	1,100,000	

5と同じ条件であるが、課税仕入のみに使途が限定された特定収入がある場合



【7】課税売上割合 95%未満、特定収入 5%超で一括比例配分の場合

6と同じ内容 1,300,000 使途不特定の特定収入 50130 会費収入 4使途不特定 500,000 課税仕入のみに使用する特定収入 50190 補助金収入 2 3使途特定 2,000,000 非課税 50030 受取利息 3 0非課税 50170 事業収益 5,250,000課税売上 4 1課 税 対象外 555020 事/給料手当 6,000,000 課税仕入 655120 事/消耗品費 4,200,000 1課税 11020 現金 1,150,000 7

計算基礎テータ	
収入•売上 (0) 非課税売上 (1) 課税売上 (1) 課税売上 (1) 課税売上	□課税売上95%未満の場合の選択 ● 一括比例配分方式A ● 個別対応方式B
課税仕入れに係わる特定収入	(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式[B]が有効
(2)課税個別対応	
(3) 使途特定収入 500,000	課税標準額(1000未満切捨て) 5,000,000
(4) 使途不特定収入 1,300,000	
	①課税売上に係る税額 課税標準額*4/100 200,000
支出・仕人	課税標準額**/100 ② 通常の 控除仕入税額(一括比例) 114,285
	(5+6)/1.05×0.04 ×[X] ③使涂特定の特定収入に係る仕入税額(一括比例) 13.605
	$(3+2)/1.05\times0.04\times[3]$
理税主 Lgl/	(②-③)×[Z]
$7142857 - 5,000,000 / 7,000,000 \times 100$	◎ 控除仕入税額 ②-③-④ 84,911
特定収入割合(Y) (2)+(3)+(4) (0)+(1b)+(2)+(3)+(4)	
20.43433 = 1 (1000,000) 0,000,000 ×100	
調整割合(Z) (4) (0)+(1b)+(4)	
15.00205 = 1.300,000 × 100	 ◎ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て ○ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て ○ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て ○ 28,700
(+)	(7) 地方)相登祝 (8)*25% 28,700 143,700
/5/ 課税売上割合(X)・・・95%以上の場合はX=1として右側の計算をします。	
行走4X八割石(Y)***5%旭//古かの計算です。右側の~Shuは世接使用しません。	

17

【8】課税売上割合 95%未満、特定収入 5%超で個別対応方式の場合



課税売上に対応した課税仕入に使途が限定された特定収入がある場合の例です。



【9】課税売上割合 95%未満、特定収入 5%超で個別対応方式の場合

1		50130	会費収入	3,000,000 更途不特定の特定収人
				4使途不特定
2		50170	事業収益	5,000,000非課税売上
				OJF課税
3		50170	事業収益	6,300,000課税売上
				1課 税
456020	管/給料手当	7,000,000		課税対象外
5 55120	事/消耗品費	1,050,000		非課税に対する課税仕入
		5 <mark>その他</mark>		
6 <mark>55120</mark>	事/消耗品費	3,150,000		課税仕入
		1 <mark>課 税</mark>		
7 <mark>55120</mark>	事/消耗品費	2,100,000		課税収入に対する課税仕入
		2 <mark>個別対応</mark>		
8		11020	現金	-1,000,000





【10】課税売上割合 95%未満、特定収入 5%超で一括比例配分方式の場合

9の事例と同様の場合

3,000,000 使途不特定の特定収入 50130 会費収入 4使途不特定 50170 事業収益 5,000,000 ^{非課税売上} 2 0非課税 6,300,000 <mark>果税売上</mark> 3 50170 事業収益 1課 税 課税対象外 456020 管/給料手当 7,000,000 課税収入に対する課税仕入 555120 事/消耗品費 6.300.000 1課税 11020 現金 -1,000,000 6



【11】課税売上割合 95%未満、特定収入 5%超で個別対応方式の場合

1		50	0300	受取寄付金	1,800,000	使途不特定の特定収入
					4使途不特定	
2		50	0190	補助金収入	1,200,000	課税仕入のみに使用する特定収入
					3使途特定	
3		50	0170	事業収益	3,000,000	非課税売上
					O非課税	
4		50	0170	事業収益	4,200,000	課税売上
					1課 税	
5 55020	事/給料手当	5,500,000				
6 55 1 2 0	事/消耗品費	2,650,000				課税仕入
		1課税				
7 55120	事/消耗品費	2,100,000				課税収入に対する課税仕入
		2 <mark>個別対応</mark>				
8		11	020	現金	50,000	
-						



非課税収入が5%超、特定収入が5%超の場合